

諮問日：平成29年4月26日（平成29年度（情）諮問第1号）

答申日：平成29年7月24日（平成29年度（情）答申第7号）

件名：東京高等裁判所長官が下級裁判所事務処理規則21条に基づき注意を与える際の事務手続が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「東京高裁長官が下級裁判所事務処理規則21条に基づき注意を与える際の事務手続が分かる文書（最新版）（HPに掲載されている文書は除く。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が平成29年3月23日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

下級裁判所事務処理規則21条に基づく注意は、職員の職務遂行について適正を確保するため、職員に対する監督権を有する者が、職員に対し、職務上の義務違反及び行状について、改善のための指導として行うものである。

東京高等裁判所（以下「原判断庁」という。）では、事案に応じて個別的な手続により注意の措置をとっており、注意を与える際の事務手続を定めた文書は作成し、又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年4月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月9日 審議
- ④ 同年7月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 下級裁判所事務処理規則21条は、「高等裁判所長官（略）は、所属の裁判所の監督に服する裁判所職員に対し、事務の取扱及び行状について注意を与えることができる。」と規定しているところ、同条に基づく注意は、事務の取扱いや行状についての改善を目的として行うものであって、懲戒処分のような制裁的な効果を伴わない措置であると解される。また、同条によれば、高等裁判所においては、専ら高等裁判所長官の責任において注意の要否やその態様等を決まることが予定されており、注意の方法や文書の作成の要否等に関する定めはない。

そうすると、原判断庁において、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、原判断庁において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、原判断庁において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、原判断庁において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人